

一般社団法人日本スラックライン連盟 公認インストラクター認定登録規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は一般社団法人日本スラックライン連盟（以下「JSFED」という。）の公認インストラクター制度に基づいて、スラックライン公認インストラクターの養成と認定、登録に必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この規程は、公認インストラクターを養成し、その資質の向上をはかり、スラックラインの普及・発展に資することを目的とする。

(定義)

第3条 公認インストラクターとは、「公認インストラクター養成講習会」を受講し認定審査に合格した後、所定の手続きを経て JSFED に登録された者をいう。

(公認インストラクターの種別)

第4条 公認インストラクターの種別は次のとおりとする。

(1) 公認サポーター

スラックラインに関する一定水準の基本的知識を有する者。

(2) C 級公認インストラクター

スラックラインに関する一定水準の基本的知識及び技能を有する者。

(3) B 級公認インストラクター

スラックラインに関する卓越した知識を有し、かつ、その資質及び指導経験が一定の水準に達している者。

(4) A 級公認インストラクター

スラックラインに関する卓越した知識を有し、かつ、その資質及び指導経験が高度な水準に達している者。

(資格の付与)

第5条 公認インストラクターの資格は、JSFED 理事長が付与する。

第2章 養成講習会

(養成講習会の種別)

第6条 JSFED 公認インストラクター養成講習会の種別は次のとおりとする。

(1) 公認サポーター・C 級公認インストラクター養成講習

(2) B 級公認インストラクター養成講習

(3) A 級公認インストラクター養成講習

(養成講習会の受講資格)

第7条 JSFED 公認インストラクター養成講習会の受講資格は次のとおりである。ただし、JSFED 理事長が特別に認めた場合は、この限りではない。

(1) 公認サポーター・C 級公認インストラクター養成講習

- ア . 年齢 18 歳以上であること
- イ . 日本在住の JSFED 一般個人会員であること
- ウ . JSFED が指定する日時の講習会に受講ができること
- エ . 講習会の講師の説明や配布資料、試験問題を理解し、講師と円滑にコミュニケーションが取れる日本語能力を有すること
- オ . 過去に JSFED が規程する各遵守事項に基づき、資格取消処分を受けていないこと

上記の要件をすべて満たした者

(2) B 級公認インストラクター養成講習

- ア . C 級公認インストラクターとして登録後、2 回以上の更新を行っていること
- イ . C 級公認インストラクター認定後、通算 30 回以上の指導実績を有すること

上記の要件をすべて満たした者

(3) A 級公認インストラクター養成講習会

- ア . B 級公認インストラクターの登録後、3 回以上の更新を行っていること
- イ . B 級公認インストラクター認定後、30 回以上の指導実績を有すること
- ウ . B 級公認インストラクター 5 名以上の推薦を得られること

上記の要件をすべて満たした者

(養成講習会内容及び認定審査合格基準)

第 9 条 公認インストラクター養成講習会の科目内容及び認定審査の合格基準については、別途定めるものとする。

(受講料)

第 10 条 JSFED は公認インストラクター養成講習会において、受講者から養成講習会受講料(認定審査料を含む)を徴収する。各養成講習会の受講料については、別途定めるものとする。

2. 受講料を変更する場合は、事前に告知するものとする。

3. 一旦納入された受講料は、理由の如何を問わず返還しない。

(養成講習会開催の告知)

第 11 条 JSFED は、公認インストラクター養成講習会の開催にあたって、原則として広く告知しなければならない。

(合格証明)

第 12 条 JSFDE は、公認インストラクター養成講習会を受講後に認定審査に合格した者に対し、合格証明書を交付する。ただし、受講者が受講後速やかに登録手続きを行う場合は当該交付を免除することができる。

第 3 章 公認指導者、認定員

(公認指導者及び認定員)

第 13 条 JSFED は、養成講習会及び認定審査業務を遂行するため、必要に応じて「公認指導員」及び「認定員」を若干名委嘱することができる。

2. 「公認指導員」及び「認定員」は JSFDE 公認インストラクターから別途のとおり指定するものとする。

3. 「公認指導員」は養成講習会の講師及び認定審査を担当する。

4. 「認定員」は「公認指導員」の業務補助を行うものとする。

(公認指導者及び認定員の派遣)

第 14 条 第 13 条に定める養成講習会の「公認指導員」及び「認定員」の派遣については、すべて JSFED が行う。

(公認指導者等の派遣にかかる経費)

第 15 条 JSFED が前条に基づいて公認指導者等を派遣した際、当該養成講習会受講料は JSFED の収入とする。なお派遣された公認指導者に支払われる謝金及び必要経費は別途定めるものとする。

第 4 章 登録、更新及び失効

(登録申請)

第 16 条 認定審査に合格し、公認インストラクターの認定を受けようとする者は、認定審査合格日から 1 か月以内に、所定の登録申請書に登録料を添えて、JSFED に提出しなければならない。なお登録料は別途定めるものとする。

2. 登録料を変更する場合は、事前に告知するものとする。
3. 納入された登録料は、理由の如何を問わず返還しない。

(登録手続き)

第 17 条 認定審査の合格者が提出した申請書に基づき、JSFED 理事長が審査を行い、適格と認めた場合に、認定証及びインストラクター認定証を付与する。

2. 前項の定めにかかわらず、以下に定める者については、公認インストラクターとして登録することができない。
- (1) 過去において JSFED が規程する各遵守事項に違反し、資格取り消し処分を受けた者
 - (2) 過去 4 年間において JSFED が規程する各遵守事項に違反する行為を行ったが、当該行為に対して処分を科せられていない者
 - (3) 反社会的勢力者(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。)

(認定日)

第 18 条 認定日は、第 14 条に定める対象者に対し JSFED が案内する際に明示するものとする。

(有効期限)

第 19 条 公認インストラクターの資格有効期限は、毎年度(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)を単位とし、1 年間とする。ただし、登録時点で当該年度の残期間が 4 か月未満の場合は、翌年度末までを有効期限とする。

(登録の更新)

第 20 条 公認インストラクターがその登録を更新するためには、資格有効期限の終了する 2 ヶ月前に登録更新料を添えて JSFED に申請しなければならない。

(保留・無効)

第 21 条 第 16 条または第 20 条に定める手続きを行わなかった場合、「新規登録」の場合は「未登録」、「更新登録」の場合は「未更新」とし、当該資格の認定を「保留」とする。

- 2.「保留」とする期間は、以下のとおりとする。
 - (1)「新規登録」の場合：養成講習会を受講し、登録申請有効期限から3か月以内。
 - (2)「更新登録」の場合：資格有効期限が切れてから6か月以内。
- 3.「未登録」の場合、「保留」期間中は登録する権利を有し、「新規登録」の対象となる。
- 4.「未更新」の場合、「保留」期間中は更新する権利を有する。
- 5.保留期間を超過した場合、登録及び更新の権利は自動的に無効となる。

(無効時の再認定)

第 22 条 登録及び更新の権利が無効になった場合、再度養成講習を受講しなければならない。

(資格の辞退)

第 23 条 第 16 条及び第 20 条に定める期間内に、資格の「辞退」を希望する場合は、本人又は代理人が手続きするものとし、本人の意思を確認できる場合に限り受理する。

2. 公認インストラクターとして認定されている者に対して、JSFED が規程する各遵守事項に違反する疑いにより JSFED が事実調査を開始した場合は、この処分・決定が確定するまでの間、当該指導者からの「辞退」申請は受理しない。

(資格の喪失)

第 24 条 公認インストラクターは次のいずれかに該当した場合、その資格を失う。

1. JSFED の個人会員資格を失った場合。
2. JSFED が規程する各遵守事項に違反し、資格停止の処分が科せられた場合。
3. 第 17 条に定められた、公認インストラクターの資格更新を怠った場合。
4. 公認インストラクターが死亡した場合。

(登録内容の変更)

第 25 条 公認インストラクターは、住所、連絡先その他の登録情報に変更が生じた場合、速やかに所定の「登録内容変更届」を提出し、JSFED に届け出なければならない。

2. 前項の届け出が行われなかったことにより、JSFED からの通知等が延着し、または到達しなかった場合、前条第 3 項に定める場合を除き、通常到達すべき時に到達したものとみなすことを、異議なく承認するものとする。

3. 第 1 項の届け出を怠ったことにより公認インストラクターが被った損害について、JSFED は一切の責任を負わないものとする。

4. 公認インストラクターが届け出た登録情報等に誤りがあった場合、JSFED は必要な範囲内において、当該届出内容を通知なく修正することができるものとし、公認インストラクターはこれを了承するものとする。

5. 公認インストラクターが死亡した場合は、代理人等からの連絡により JSFED がその事実を認識した時点をもって、届け出があったものとして取り扱い、死亡時点をもって公認インストラクターとしての登録を停止するものとする。

(認定証などの再交付)

第 26 条 公認インストラクターは、認定書またはインストラクター認定証を汚損または紛失した場合、所定の手続により JSFED に申請し、再交付を受けることができる。なお、再交付に係る手数料は別途定めるものとする。

第5章 その他

(個人情報等)

第 27 条 公認インストラクターとして認定された者の個人情報は、JSFED 個人情報保護方針に基づき、JSFED がこれを利用する。

2 . その他、個人情報の取り扱いの詳細については、別に定める。

(変更)

第 28 条 本規程は、JSFED 理事会の議決により変更することができる。

(雑則)

第 29 条 本規程に定めるほか、必要な事項は別に定めることができる。

付則

1 . この規程における各種必要書類についての様式は別に定める。

2 . この規程は、令和 7 年 11 月 10 日から施行する。